

**（仮称）八代市新南部学校給食センター
施設整備事業**

募集要項

令和6年10月

八代市

一 目 次

第 1	募集要項の定義	1
第 2	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業場所	2
3	事業の目的	2
4	事業の概要	2
第 3	事業者の選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定方法	4
2	事業者の募集及び選定スケジュール	4
3	応募者の備えるべき参加資格要件	4
4	プロポーザル参加手続等	7
5	優先交渉権者の決定等	10
第 4	契約及び支払に関する事項	12
1	契約に関する基本的な考え方	12
2	事業費の支払方法	12
3	市と事業者の責任分担	12
4	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	13
第 5	その他	14
1	議会の議決	14
2	情報公開及び情報提供	14
3	問合せ先	14

第 1 募集要項の定義

(仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、八代市（以下「市」という。）が設計・施工一括方式で発注する「(仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザル方式について規定したものである。

また、募集要項と併せて公表する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」として定義する。

- 1 (仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
市が事業者に要求する具体的な性能水準を示すもの
- 2 (仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業審査基準（以下「審査基準」という。）
事業者から提出された参加資格確認書・提案書等を審査する方法及び基準を示すもの
- 3 (仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業様式集（以下「様式集」という。）
公募型プロポーザルの参加に際して使用する様式を示すもの
- 4 (仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）
市と優先交渉権者が締結する仮契約書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1 事業名称

(仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業

2 事業場所

熊本県八代市中北町3078番1 外9筆

3 事業の目的

市の学校給食施設は、14調理場のうち8か所が築30年以上を経過し、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない調理場は9か所あり、作業方法の工夫などの運用により対応している状況である。このような中、老朽化への対応や学校給食衛生管理基準に適合した施設となるよう、事業内容の調査・検討を行い、施設の再編統合及び施設整備等の事業手法も含めた「八代市学校給食施設基本計画」を令和5年3月に策定した。

本事業は、「八代市学校給食施設基本計画」において整備することとした本施設について、設計・施工一括発注方式（DB方式）により民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウを活用し、コストの削減を図るとともに、高い衛生水準を確保し、食育にも寄与する給食施設の整備を目的とする。

4 事業の概要

(1) 事業スケジュール

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

日程	内容
令和7年2月	優先交渉権者の決定、仮契約の締結
令和7年3月	契約の締結（市議会の議決）
契約締結日～令和9年3月	施設整備期間
令和9年4月～8月	開業支援期間
令和9年8月	契約期間の終了
令和9年8月	施設供用開始

(2) 事業範囲

ア 施設整備業務

本事業の範囲は、次に掲げる業務及び、これらに付随する業務とする。

- ・測量等事前調査業務
- ・各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- ・設計業務（基本設計・実施設計）
- ・工事監理業務
- ・建設工事（基礎工事、外構整備、排水処理施設（除害施設）整備、井水処理設備整備を含む。）
- ・調理設備調達・搬入設置業務
- ・食器・食缶等調達業務

- 調理備品・什器調達業務
- 事務備品調達業務
- 調理員用品調達業務
- 近隣対応・周辺対策業務
- 完成検査及び引渡し業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業支援業務

事業者は、施設整備後、次に掲げる市が本施設を供用するための準備の支援及びこれらに付随する業務を行う。

- 本施設、各種設備・備品等の取扱いに関するマニュアルの作成
- 各種設備・備品等の試運転
- 調理機器台帳・什器備品台帳の作成
- 調理員の研修
- 調理リハーサル支援
- 配送リハーサル支援
- しゅん工式・試食会等の開催支援
- パンフレットの作成
- 見学者用施設案内DVDの作成

第3 事業者の選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、設計、施工及びその他関連する業務において、高い技術と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおり。

日程	内容
10月11日（金）	募集要項等（募集要項、要求水準書、審査基準、様式集及び契約書（案））の公表
10月18日（金）	募集要項等に関する説明会の開催
10月23日（水）	募集要項等に関する質問受付締切
11月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
12月26日（木）	参加表明書等及び提案審査書類の受付締切
1月中旬	参加資格審査の通知
2月上旬	提案審査書類に関する面接審査（プレゼンテーション審査）
2月中旬	優先交渉権者の決定・公表
2月下旬	優先交渉権者との仮契約締結
3月下旬	市議会の承認による契約締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成

本件に参加する者（以下「応募者」という。）の構成については、次のとおりとする。

ア 応募者の定義

- ・応募者は、市の求める性能を備えた学校給食センターの設計、建設を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ・応募者は、本施設を設計及び工事監理する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、調理設備、食器・食缶等の調達等を行う企業（以下「調理設備企業」という。）により構成するものとする。なお、設計企業及び建設企業は、複数の企業で構成する設計業務共同企業体（以下「設計JV」という。）、特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。

イ 代表企業の選定

- ・応募者は、構成企業のうち、建設JVへの出資比率が最大の者を代表企業として定め、申込登録及び申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。
- ・代表企業は、本事業への応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出並びに市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

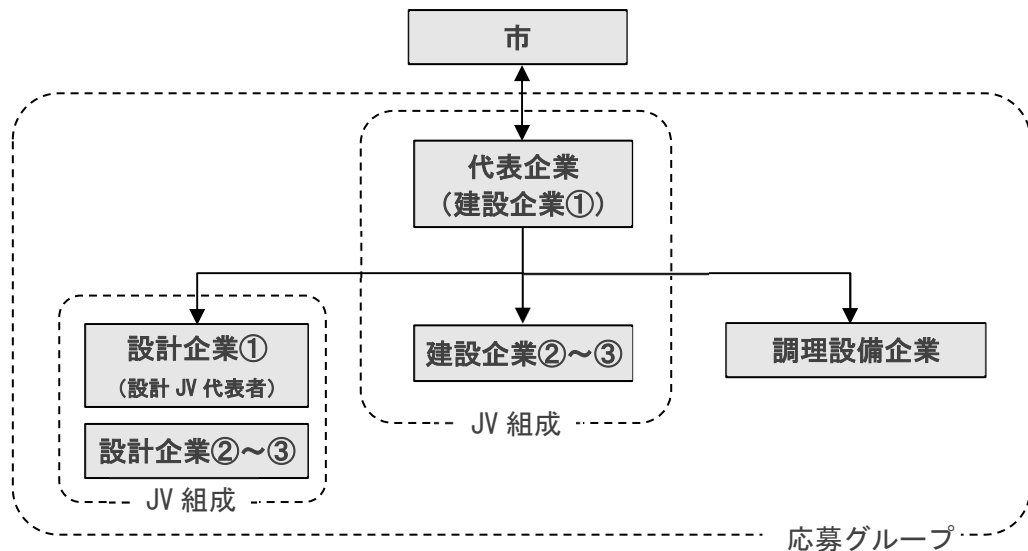


図. 応募グループの構成イメージ

ウ 構成企業の制限

- 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業と建設企業を同一の者又は、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又は、その出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。）

エ 複数応募の禁止

- 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることができないものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

本件に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を備えていることとする。

■ 参加資格要件

参加意向申請書等の提出期限最終日（以下「参加資格確認日」という。）において、八代市競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。

■ 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることができない。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 参加申込から契約締結までの間において八代市の指名停止措置を受けている者
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書受付日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

- ・本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社長大、同社が本アドバイザー業務において業務提携している内藤・さきくさ法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者
- ・八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第3条の規定に基づく排除措置期間中である者
- ・直近1年間に国税及び地方税を滞納している者

イ 構成企業の個別参加資格要件

- ・参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

■ 設計企業

（ア）設計JVの構成企業数と出資比率

設計企業の参加形態は2～3者で構成されるものとし、代表者となる構成企業の出資比率は50%以上、他の構成企業の出資比率について、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。

（イ）設計JVの代表者に関する要件

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・平成26年4月1日以降に、国又は県、市若しくは他の地方公共団体等が発注した新築の学校給食センターを実施設計及び工事監理した実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。

（ウ）設計JVのその他の構成企業に関する要件

- ・市内に本社、本店又は支店を有すること。但し、設計JVの代表者となる構成企業の支店は不可とする。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・平成26年4月1日以降に、国又は県、市若しくは他の地方公共団体等が発注した新築の公共施設を実施設計及び工事監理した実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。なお、JVでの実績は可とする。

■ 建設企業

（ア）建設JVの結成に当たっては、資格者名簿に登録された同一工種の共同施工方式によるものとし、代表者は単独の企業であること。

（イ）建設JVの構成企業数と出資比率

- ・建設企業の参加形態は2～3者で構成されるものとし、代表者となる構成企業の出資比率は50%以上、他の構成企業の出資比率について、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。

（ウ）建設JVの代表者に関する要件

- ・市内に本社、本店を有すること。
- ・建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けてお

り、資格者名簿「建築一式工事」の格付がA級であること。

- 平成 26 年 4 月 1 日以降に竣工した、延べ床面積 2,000 m²以上の新築の公共施設の施工の実績を有していることとする。当該実績は、元請負人として受注したものとし、JVでの実績も可とする。

(エ) 建設 JV のその他の構成企業に関する要件

- 市内に本社、本店を有すること。
- 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業または一般建設業の許可を受けており、資格者名簿「建築一式工事」の格付がA級またはB級であること。

■ 調理設備企業

調理設備企業は、PFI 方式または設計施工一括発注方式で実施された 6,000 食以上/日の調理能力を有する新築の学校給食センターへ調理設備の納入実績を有すること。

(3) 地域経済への配慮

応募者は、下請けとして市内に本社、本店を有する市内企業を起用するよう努めること。

また、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、地域経済の振興に配慮すること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日とする。

参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの期間に、応募者の構成企業が上記の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

(5) 構成企業の変更

参加資格の確認後は、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更により応募者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

4 プロポーザル参加手続等

(1) 募集要項等に関する説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

項目	内容
説明会日時	令和 6 年 10 月 18 日（金） 13: 30～
説明会会場	千丁コミュニティセンター 2 階 第 3 研修室 (八代市千丁町新牟田 1434)
参加方法	説明会申込等は不要とし、上記の日時の 10 分前までに会場に集合すること。なお、参加人数は 1 企業 2 名までとする。
備考	・ 募集要項等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・ 説明会会場の駐車場には限りがあるので留意すること。

(2) 募集要項等に関する質問・意見の受付

募集要項等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和 6 年 10 月 11 日（金）から 10 月 23 日（水）まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1-1 に記入の上、E-mail にファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。

ウ 提出先

問合せ先を確認すること。

(3) 募集要項等に関する質問・意見に対する回答の公表

提出された募集要項等に関する質問・意見に対する回答は市公式ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 提出書類等に関する事項

本件に参加を希望する応募者は、以下のとおり様式集に示す提出書類等を提出すること。

なお、期限までに提出書類等を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本件に参加することができない。また、提出書類等の提出は、応募者の代表企業が行うこと。

ア 提出期間、提出先、提出方法及び提出書類等

（ア）提出期間

令和 6 年 12 月 23 日（月）から 12 月 26 日（木） 正午まで

（イ）提出先

問合せ先を確認すること。

（ウ）提出方法

土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間中に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り郵送による提出を可とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

（エ）提出書類等

提出書類等は様式集に定めるところに従い作成すること。

イ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は、提出書類等を提出した者に対して書面により令和 7 年 1 月中旬を目途に通知する。

ウ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた応募者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

（ア）提出期間

審査結果通知日から起算して 7 日以内

（イ）提出先

問合せ先を確認すること。

(ウ) 提出方法

代表企業が、説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間中に提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り郵送による提出を可とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から 7 日以内に書面により行う。

エ 応募者の構成企業の変更

参加資格確認基準日の後、応募者の構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。

オ 参加資格確認基準日以降の取扱い

(ア) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、応募者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該応募者は失格とし、審査対象から除外する。

(イ) 優先交渉権者決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として優先交渉権者決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。

カ 提案の上限価格

(ア) 上限価格

金 3,700,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、提案価格は上限価格を超えてはならない。

また、この契約は継続費に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

令和 7 年度 1,513,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 2,157,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、様式集（5-2）の「提案価格書」に記載すること。

キ その他

(ア) 募集要項等の確認

応募者は、募集要項等を熟読し、その記載内容を十分確認した上で提出書類等を提出すること。

(イ) 費用負担等

提出書類等の作成及び提出等に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) プロポーザル参加の辞退

提出書類等の提出以後、応募者が参加を辞退する場合は、代表企業が様式集「3 辞退に関する提出書類（様式 3）」を提出期限までに持参し提出すること。

(エ) 公正なプロポーザルの確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に本件を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を参加させず又は、本件の実施を延期し、

若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 提出書類等の取扱い

a 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、市が特に必要と認める場合は、提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、応募者からの提出書類は返却しない。

b 第三者への開示

市は応募者から提出された提出書類等について、八代市情報公開条例（平成17年8月1日条例第25号）の規定に基づく請求があったときは、当該提出書類等を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。

c 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

d 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

e 複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(カ) 提出書類等の変更の禁止

一度提出された提出書類等については、原則としてその後の変更を認めない。ただし、書類の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(キ) 使用言語、単位及び時刻

提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 優先交渉権者の決定等

優先交渉権者の決定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、審査は、「第一次審査」、「第二次審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は審査基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

提案書等の審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために、学識者及び市の職員で構成する（仮称）八代市新南部学校給食センター施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会は、応募者に対し必要に応じて提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期は、令和6年2月上旬を予定しているが、日時等詳細は、別途、応募者に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ 結果の通知及び公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者の代表企業に書面にて通知するとともに、市のホームページで公表する。

ウ 優先交渉権者と決定されなかった場合の取扱い

優先交渉権者として決定されなかった応募者は、その理由について以下のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

結果通知日から起算して7日以内

(イ) 提出先

問合せ先を確認すること。

(ウ) 提出方法

代表企業が、説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を土日祝日除く8時30分から17時15分までの執務時間中に提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り郵送による提出を可とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

第4 契約及び支払に関する事項

1 契約に関する基本的な考え方

(1) 仮契約の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者として決定後、市との協議を経て仮契約締結を行う。契約内容は、契約書（案）及び提案書等による。

(2) 契約の締結

仮契約は、市議会の議決をもって本契約とする。

(3) 提案内容等の確定

市は、契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の決定をもって優先交渉権者の提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲において提案書等の項目の追加・変更及び削除を行った上で契約の仕様に反映することができる。

(4) 契約金額

上記（3）の協議結果を踏まえた上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。ただし、契約金額は原則として、提案価格を超えないこととする。

(5) 契約に係る契約書作成費用

契約書の内容検討に係る側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は応募者の負担とする。

(6) 契約保証

契約締結時に必要となる契約保証に関する内容については、契約書（案）に示す。

(7) 優先交渉権者と本契約を締結できなかった場合の措置

優先交渉権者が本契約締結までに資格要件を欠く事態が生じた場合及びその他の理由において優先交渉権者と本契約が締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点の者を優先交渉権者とする。

2 事業費の支払方法

市は、契約金について令和7～9年度の3か年にかけて継続費を設定し、支払うものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払限度額を支払うものとする。

なお、各年度における支払限度額は、市の予定価格に基づき算出した額であるため、提案価格に応じて見直しを行い、契約時に新たに設定するものとする。

3 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、

より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務等については、原則として事業者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるときは、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担は、契約書によるものとし、応募者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

4 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 その他

1 議会の議決

市は、契約に関する議案を令和7年3月八代市議会に提出する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市公式ホームページを通じて行う。

市公式ホームページ <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

3 問合せ先

八代市教育委員会 教育政策課 学校給食係

住所：〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

担当者：中松、山田

TEL：0965-45-5289 FAX：0965-33-6132

E-mail：kyoso@city.yatsushiro.lg.jp